

各高齢者施設・事業所 管理者 様

山形県健康福祉部高齢者支援課長

介護サービス施設・事業所における各種申請・届出等の
「電子申請届出システム」による受付開始について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、令和 4 年 11 月から対面を伴わない申請書類の提出を実現させるため、「電子申請届出システム」（以下、「電子申請システム」という。）の運用を開始しており、令和 7 年度末までにすべての地方公共団体で電子申請システムを利用開始することとされています。

つきましては、本県におきましても、令和 7 年 12 月 1 日から、電子申請システムによる介護サービス施設・事業所の各種申請・届出等の受付を開始することとなりましたので、下記事項について御確認いただき、円滑な利用開始に御協力くださるようお願いいたします。

記

1 電子申請システムから提出が可能な申請届出の種類について

- (1) 指定（許可）申請（※ 1、2）
- (2) 指定更新申請
- (3) 変更届出
- (4) 再開届出
- (5) 廃止・休止届出
- (6) 指定辞退届出
- (7) 指定を不要とする旨の届出
- (8) 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請（※ 1）
- (9) 介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請
- (10) 介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請
- (11) 加算に関する届出
- (12) 他法制度に基づく申請届出（老人福祉法に基づく届出）（※ 3）

※ 1 電子申請システムには納入における電子決済機能はありません。介護老人保健施設・介護医療院の開設許可申請及び変更申請において必要な手数料（県証紙による納付）については、各申請書に貼付し、郵送または対面での提出をお願いいたします。

※ 2 新規指定申請を行う場合には、所在の市町村への事前相談が必要です。（事前相談は、これまでの取り扱いと変更ありません。）

※ 3 介護保険法上の申請等に伴い、老人福祉法上の届出が必要となった場合に限りま。

2 電子申請システムの対象となるサービス種別について

県指定の介護サービス施設・事業所が対象となります。

訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問看護ステーション
訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション
短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与
特定福祉用具販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院

※介護予防、共生型も含みます。

※地域密着型サービス、基準該当サービス、総合事業については、本通知の対象外となります。提出方法等については、所在の市町村に御確認ください。

3 電子申請システムの導入スケジュールについて

本県における電子申請システムの導入・運用のスケジュールは以下のとおりです。

令和7年12月1日～ 電子申請システムの 運用開始	すべてのサービス種別において、 <u>新規指定申請を除く</u> 各種申請届出について電子申請システムによる受付を開始します。 ただし、令和7年12月1日～令和8年2月28日までの期間は、紙媒体での提出と電子申請システムによる提出の併用期間とし、紙媒体による提出も可能とします。なお、令和7年12月1日～令和8年2月28日までの期間に新規指定申請を行う場合には、紙媒体で所管の総合支庁あてご提出ください。
令和8年3月1日～ 電子申請システムの 原則化	すべてのサービス種別において、新規指定申請を含むすべての申請届出について電子申請システムからの提出を原則とします。 ただし、「やむを得ない事情」(※)がある場合には、電子申請システム以外の方法による提出(対面や郵送による紙媒体での提出)も可能とします。

※「やむを得ない事情」とは、電子機器を備えていない場合や災害等により電子機器を使用することができない場合等を想定しています。紙媒体での提出にあたり、理由書等の提出は不要ですが、特に、電子機器を備えていないことによる場合には、今後、電子機器の導入など電子申請システムが利用できる環境を整備していただきますようお願いいたします。

4 電子申請システム利用のための事前準備のお願い

(1) G ビズ ID の取得について

「G ビズ ID」とは、デジタル庁が運営する法人・個人事業主向けの共通認識システムです。

電子申請システムから申請届出を行うためには、ログイン時に「G ビズ ID」(※)が必要です。「G ビズ ID」を作成していない場合は、アカウントの作成をお願いします。なお、G ビズ ID の取得には2～3週間程度かかりますので、余裕をもって作成してください。

※G ビズ ID の詳細は、デジタル庁の gbiz ID ホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご確認ください。

(2) 登記情報提供サービスの登録について

「登記情報提供サービス」は、登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコン等の画面上で確認できる有料サービスです。登記情報提供サービスでは、申請等に係る添付書類として登記事項証明書(原本)の提出が必要となる場合において、「照会番号」(※)の発行が可能です。

山形県では、新規指定申請等の添付書類として必要な登記事項証明書は、原則「登記情報提供サービス」で取得いただいた電子データで受け付けることといたしますので、当サービスの利用登録をお願いいたします。

※照会番号とは、紙媒体での提出に代えて申請できる場合に必要となる番号のことをいいます。

※登記情報提供サービスの詳細は、法務省ホームページ

(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji25.html>) をご確認ください。

【登記情報提供サービス】<https://www1.touki.or.jp/>

5 電子申請システムによる申請手続きについて

(1) 申請届出の方法について

申請届出については、参考資料を御確認のうえ、専用ページからログインして提出してください。

【電子申請システムログインページ】<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

【参考資料等】

04_電子申請・届出システム利用準備の手引き Ver. 2～事業所向け～	
05_【電子申請届出システム】介護事業所向け操作ガイド	※
06_【電子申請届出システム】操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版	※
電子申請届出システム操作ガイド（事業所向け）説明動画	※
07_電子申請・届出システム操作ガイド（事業所向け）説明動画一覧	

※の印がついているものは、「電子申請システムログインページ」右上の「ヘルプ」内にも掲載されていますので、適宜、最新の資料をダウンロードして御確認ください。また、別紙2「電子申請・届出システムの操作と参考資料の対応表」も御参照ください。

(2) デモ環境の利用について

電子申請システムのデモ環境では、申請届出に係る入力操作の確認を行うことが可能です。実際の申請や届出の前に、ぜひ御利用ください。デモ環境のログインIDやパスワード、注意事項等については、別添「08_電子申請システムデモ環境紹介資料」を御確認ください。

【電子申請システム（※デモ環境）】<https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

6 お問い合わせ窓口について

具体的な指定申請等につきましては、各地域の総合支庁にお問い合わせください。なお、お問い合わせ先は、電子申請システムログインページ右上の「お問合せ先」からも確認することができます。

【村山地域】	村山総合支庁地域健康福祉課	電話番号 023-627-1146
【最上地域】	最上総合支庁地域健康福祉課	電話番号 0233-29-1277
【置賜地域】	置賜総合支庁地域保健福祉課	電話番号 0238-26-6031
【庄内地域】	庄内総合支庁地域保健福祉課	電話番号 0235-66-5460

電子申請システムの操作方法等に関するお問い合わせは、必ず参考資料を御確認いただいたからお問い合わせください。なお、GビズIDの取得及び登記情報提供サービスに関するご質問につきましては、それぞれ専用の窓口にお問い合わせください。専用のお問い合わせ先は、別紙2「電子申請・届出システムの操作と参考資料の対応表」内の【電子申請システム関連サイト等一覧】から参照してください。

7 その他

電子申請システムに関する情報は県ホームページにも掲載しております。

県ホームページ URL

<https://www.pref.yamagata.jp/090002/kenfuku/koreisha/jigyosha/shinseihoukoku/dennsisinnseisisutemu.html>

（ホーム ＞ 健康・福祉・子育て ＞ 高齢者福祉 ＞ 介護事業者向け ＞ 申請 ＞ 介護保険サービス施設・事業所における電子申請・届出システムについて）

山形県健康福祉部高齢者支援課
事業指導担当 遠藤
TEL 023-630-3121
FAX 023-630-3321

令和7年12月1日～ 受付開始！

介護サービス施設・事業所の各種申請・届出等について、 「電子申請届出システム」による受付を開始します！

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請届出について、対面を伴わない申請書類の提出を実現させるため、「電子申請届出システム（以下、本システム）」を令和4年度下半期より運用開始しています。山形県でも、令和7年12月1日から、「電子申請届出システム」による介護サービス施設・事業所の各種申請・届出等の受付を開始します。

●介護事業所の文書負担軽減につながります



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、郵送や持参等の手間が削減されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、書類の作成負担が大きく軽減されます
- ✓ 申請届出の状況をオンライン上でご確認いただけます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、サービスの質の向上にご活用いただけます

●本システムより受付可能な電子申請・届出の種類

R8.3月～開始

新規指定申請

変更届出

更新申請

その他申請
届出加算に関する
届出他法制度に
基づく申請届出

R7.12月～開始

様式・付表の
ウェブ入力ができます！添付書類も一緒に提出
することができます！処遇改善加算等の届出も
可能です！老人福祉法に基づく申請届出も
可能です！

●本システム利用時の画面イメージ

指定権者によって実際の画面とは異なる場合があります。詳細はホームページをご確認ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



登記事項証明書のご提出の際には、法務省「登記情報提供サービス」をご利用ください。

- ✓ 行政機関等へのオンライン申請等の際に、当サービスによって取得した登記情報を登記事項証明書に代えて申請することができるサービスです。
- ✓ ご利用のためには利用登録が必要です。お早めにご登録ください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



別紙2 「電子申請・届出システムの操作と参考資料の対応表」

【参考資料一覧】

02_電子申請の利用にあたってのG ビズ ID の運用について	※
03_G ビズ ID 案内チラシ	
04_電子申請・届出システムの利用準備の手引き Ver. 2 ～事業所向け～	
05_【電子申請システム】介護事業所向け操作ガイド	※
06_【電子申請システム】操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版	※
07_電子申請・届出システム操作ガイド（事業所向け）説明動画一覧	
08_電子申請・届出システム_デモ環境紹介資料（介護事業所向け）	※

※の印がついたものについては、電子申請システムログインページ右上のヘルプから最新の資料を確認することができます。

確認したい事項 (電子申請システムの 操作方法)		参考資料
G ビズ ID の取得		・ 02_電子申請システムの利用にあたってのG ビズ ID の運用について ・ 03_G ビズ ID 案内チラシ ・ 04_電子申請・届出システム利用準備の手引き Ver. 2 ～事業所向け～ 11～32 頁、50～53 頁
登記情報提供サービスの利用		・ 04_電子申請・届出システム利用準備の手引き Ver. 2 ～事業所向け～ 34～41 頁
利用条件の確認 共通操作の確認		・ 電子申請システムログインページ>ご利用条件 ・ 05_【電子申請システム】介護事業所向け操作ガイド 6 頁、9～10 頁 ・ 電子申請届出システム操作ガイド（事業所向け）説明動画「利用準備編」、 「申請届出メニュー（共通機能）編」
ログイン方法		・ 05_【電子申請システム】介護事業所向け操作ガイド 7～8 頁 ・ 06_【電子申請システム】操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版 1～2 頁 ・ 電子申請届出システム操作ガイド（事業所向け）説明動画「利用準備編」
申請届出の流れの確認		・ 04_電子申請・届出システム利用準備の手引き Ver. 2 ～事業所向け～ 43 頁 ・ 06_【電子申請システム】操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版 8～11 頁
申請・届出関係	新規指定申請	・ 05_【電子申請システム】介護事業所向け操作ガイド 11～36 頁 ・ 06_【電子申請システム】操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版 12～36 頁 ・ 電子申請届出システム操作ガイド（事業所向け）説明動画「新規指定申請編」
	変更届出	・ 05_【電子申請システム】介護事業所向け操作ガイド 37～54 頁 ・ 06_【電子申請システム】操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版 37～67 頁 ・ 電子申請届出システム操作ガイド（事業所向け）説明動画「変更届出編」

確認したい事項 (電子申請システムの 操作方法)		参考資料
申請・届出関係	廃止・休止 届出	・ 05_【電子申請システム】介護事業所向け操作ガイド 55～67 頁 ・ 06_【電子申請システム】操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版 68～73 頁
	再開届出、指定辞退指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出、介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請、介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請、加算に関する届出、他法 制度に基づく申請届出（老人福祉法に基づく届出）については、新規指定申請や変更届け出の流 れから「付表入力」を除いた流れになるため、「廃止・休止届出」の操作を参考にしてください。 (参照：06_【電子申請システム】操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版 68 頁)	
	介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更 申請	・ 06_【電子申請システム】操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版 74～78 頁
	加算に関する届出	・ 電子申請届出システム操作ガイド（事業所向け）説明動画「加算届出編」
申請や届出状況の確認		・ 04_電子申請・届出システム利用準備の手引き Ver. 2～事業所向け～ 46～49 頁 ・ 05_【電子申請システム】介護事業所向け操作ガイド 68～81 頁 ・ 06_【電子申請システム】操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版 79～87 頁

【電子申請システム関連サイト等一覧】

関連サイト	URL
厚生労働省ホームページ(介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化)	https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html
山形県ホームページ(介護サービス施設・事業所における電子申請・届出システムの運用開始について)	https://www.pref.yamagata.jp/090002/kenfuku/koreisha/jigyosha/shinseihoukoku/dennsisinnseisisutemu.html
デジタル庁 G ビズ ID ホームページ	https://gbiz-id.go.jp/top/
G ビズ ID ヘルプデスク	https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html
登記情報提供サービス	https://www1.touki.or.jp/
登記情報提供サービスお問い合わせ	https://www1.touki.or.jp/inquiry/index.html
電子申請システムログイン画面	https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/
電子申請システムデモ環境	https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/